

大井町・長島町・東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町 にお住まいの方

□実施場所・問い合わせ 恵那市保健センター ☎26-2111（内線221・222・223）

種 別	と き	受付時間	対 象
母子健康手帳の交付	毎週水曜日	午前9時～11時	
たまご学級第3課	14日(金)	午後1時	平成20年7・8月出産予定
たまご学級第4課	27日(木)		平成20年5・6月出産予定
3カ月児健診	4日(火)	午後0時45分～1時15分	平成19年11月生まれ
7カ月児教室	13日(木)	午前9時～9時半	平成19年7月生まれ
1歳児教室	11日(火)	午前9時～9時半	平成19年2月生まれ
1歳6カ月児健診	18日(火)	午後0時45分～1時15分	平成18年8月生まれ
2歳児教室	12日(水)	午前8時50分～9時20分	平成18年2月生まれ
3歳児健診	25日(火)	午後0時45分～1時15分	平成17年2月生まれ
乳幼児なんでも相談	18日(火)	午前9時～11時	乳幼児
B C G予防接種	4日(火)	午後2時15分～2時半	平成19年11月生まれ 6カ月未満でまだ接種していない乳児
三種混合予防接種	19日(水)	午後1時半～2時半	平成18年2月～4月生まれ
	24日(月)		平成18年5月～7月生まれ
歯みがき教室	3日(月)、5日(水)、 6日(木)、10日(月)	午前9時～11時 午後1時～3時	1歳6カ月・3歳児健診を受けられた幼児

【市内共通】 麻しん・風しん混合予防接種

種 別	場 所	対 象	備 考
1期	医療機関での接種となります。 医療機関の詳細は、本紙4月1日号の11㉔をご覧ください。	12カ月～24カ月未満	現在、年長児の年齢で入園していないなどのために通知が届いていない方は、下記までお問い合わせください。 健康推進課 保健師☎26-2111（内線223）
2期		平成19年度年長児 （平成20年3月31日まで接種可能）	

献血 27日(木)午前10時半～午後4時 場所：パロー恵那店西口

休日在宅当番医

2日＝さつき内科小児科クリニック（大井町）☎20-3350 9日＝大湫病院恵那診療所（大井町）☎26-3531
16日＝田口耳鼻咽喉科（大井町）☎26-3387 20日＝松下眼科医院（長島町）☎25-0065
23日＝加藤クリニック（大井町）☎25-6403 30日＝おがわ医院（長島町）☎26-5666
□問い合わせ 恵那消防署☎25-3799／岩村消防署☎43-3799／聴覚障害者用のファクシミリ☎25-2077
※南部5地域の当番医については、岩村消防署へお問い合わせください。

岩村町・山岡町・明智町・串原・上矢作町 にお住まいの方

□問い合わせ 岩村保健センター ☎43-0051、山岡保健センター ☎56-2968、
明智保健センター ☎54-3143、串原振興事務所住民課 ☎52-2111、
かみやはぎ総合保健福祉センター ☎48-3185

種 別	と き	受付時間 実施場所	対 象
母子健康手帳の交付	各保健センターで随時交付します。事前にご連絡ください。		
たまご学級第4課	13日(木)	午前9時半 山岡保健センター	平成19年11月生まれ
3カ月児健診	19日(水)	午後1時15分～1時半 岩村保健センター（2階）	
7カ月児教室	28日(金)	午前9時～9時半 岩村保健センター（2階）	
1歳児教室	7日(金)	午前9時～9時半 岩村保健センター（2階）	平成19年2月生まれ
1歳6カ月児健診	5日(水)	午後1時～1時15分 明智保健センター	平成18年8月生まれ
2歳児教室	26日(水)	午前9時～9時20分 岩村保健センター（2階）	平成18年2月生まれ
3歳児健診	10日(月)	午後1時～1時15分 明智保健センター	平成17年2月生まれ
乳幼児なんでも相談	午前9時～11時 4日(火) …山岡保健センター 10日(月) …かみやはぎ総合保健福祉センター 11日(火) …明智保健センター 12日(水) …串原振興事務所 31日(月) …岩村保健センター（2階）		乳幼児
B C G予防接種	19日(水)	午後2時15分～2時半 岩村保健センター（2階）	平成19年11月生まれ 6カ月未満でまだ接種していない乳児
三種混合予防接種	午後1時半～2時 13日(木) …山岡保健センター 18日(火) …岩村保健センター（2階） 24日(月) …明智保健センター		平成18年2月～7月生まれ
歯みがき教室	13日(木)	午前9時～11時 岩村保健センター（2階）	1歳6カ月・3歳児健診を受けられた幼児
	18日(火)	午前9時～11時 山岡保健センター	

恵那市特定不妊治療費助成事業について

子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず不妊に悩み、実際に治療を受けているご夫婦が増加しています。
不妊治療は、身体的・精神的負担はもとより、経済的負担がとても大きいものです。そこで市では、医療保険が適用されない高額な医療費のかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用の一部を助成し、子どもを産みやすい環境づくりを推進します。
●対象となる治療（体外受精・顕微授精）
医療機関で平成19年4月1日以降に開始した治療を対象とします。

●助成内容 治療費として支払った額の2分の1以内で、1年度（4月～3月）1回当たり10万円を限度に2回まで、通算5年間助成します。
●対象者 次の①～③すべてに該当する方。①岐阜県特定不妊治療費助成事業に該当する方 ②市内の方で法律上の婚姻をしているご夫婦であり、対象治療法以外の治療によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された方 ③ご夫婦の所得合計が650万円未満の方
□問い合わせ 健康推進課☎26-2111（内線220）